

大学におけるアクセシビリティ支援者の育成と人材活用

— 広島大学の事例から —

山本 幹雄¹⁾, 岡田菜穂子¹⁾, 山崎 恵理¹⁾, 山本 陽子¹⁾
中野 聡子¹⁾, 佐野(藤田)真理子^{1,2)}, 吉原 正治³⁾

キーワード：障害学生，ICT（Information Communication Technology），アクセシビリティ，支援者

Human resources for student accessibility and accommodation in Hiroshima University

Mikio YAMAMOTO¹⁾, Nahoko OKADA¹⁾, Eri YAMASAKI¹⁾, Youko YAMAMOTO¹⁾
Satoko NAKANO¹⁾, Mariko FUJITA-SANO^{1,2)}, Masaharu YOSHIHARA³⁾

Key words: students with disability, ICT(Information Communication Technology), accessibility, support person

I. はじめに

近年、障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities, 以下、障害者権利条約）の批准に向けて、障害者基本法の改正や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定等の国内法の整備をはじめとして、障害者制度改革が進められてきている¹⁾。大学においても、障害のある学生（以下、障害学生）に対する「合理的配慮」に関する議論が盛んになるとともに、アクセシビリティに関する関心が高まっている。「アクセシビリティ」とは、様々な対象に対する「アクセスのしやすさ」を意味する概念で、文脈に応じて「利用しやすさ」「参加しやすさ」「近づきやすさ」等の意味で用いられる。

最近では、「多様な利用者が利用できるかどうか？利用しやすいかどうか？」といった文脈で用いられることが多く、障害者権利条約においても「Equality of opportunity」とともに「Accessibility」がGeneral Principalとして掲げられている²⁾。

大学における「アクセシビリティ」としては、施設・設備や情報へのアクセス・利用しやすさだけでなく、授業をはじめとする学習機会への参加しやすさ・学びやすさが重要になってくる。しかしながら、大学で学ぶ学生は多様化しており、既存の教材や教授法では、受講に困難を伴う学生の存在が多く知られるようになってきている。日本学生支援機構が全国の大学等（大学・短期大学・高等専門学校）に対して行っている実態調査の平成24年度の報告書（以下、実態調査³⁾）によれば、

1) 広島大学アクセシビリティセンター
2) 広島大学総合科学研究科
3) 広島大学保健管理センター

1) Accessibility Center, Hiroshima University
2) Graduate School of Integrated Arts and Science, Hiroshima University
3) Health Service Center, Hiroshima University

全国の大学等に在籍する障害学生数は11,768人で全学生に占める割合は0.37%, 支援障害学生(学校に支援の申し出があり, それに対して学校が何らかの支援を行なっている障害学生)の数は6,451人で全学生に占める割合は0.20%であった。支援障害学生数は年々顕著に増加しており⁴⁾, 今後も増加していくものと考えられる。

支援障害学生が利用している支援の内容には様々なものが考えられるが, 大学生活や授業で本人と直接関係する学生や教職員等「直接的な関係者」による配慮だけでなく, 「特別な支援者」を要するケースも少なくない。本稿では, 友人や周囲の学生や関係教職員等の直接的な関係者以外で支援を行う者のことを「特別な支援者」と呼ぶことにする。一般に「直接的な関係者」には, 時間的・技術的・物理的な問題から, 不可能または過度な負担が生じるケースで「特別な支援者」が必要になる。しかしながら, 支援に関する技術的な制約に加えて, 時間的な制約や, 高度な講義内容に関わる知識的な制約, 学外に特別な支援者を求める場合は, 予算や地域性や守秘性など学外委託に関わる制約も関係してくるため, 「特別な支援者」の確保と運用にも様々な課題がある。多様な学生の「アクセシビリティ」を担保するためには, 直接的な関係者だけでは, (現時点では) 不可能または過度な負担を要する支援内容について, 合理的かつ最適な調整を可能とすることが必要になる。

広島大学では, 「すべての学生に質の高い同一の教育を保障し, 評価の公平性を担保する」ことを基本方針とし, 障害学生に対する修学支援に積極的に取り組むとともに, 「教育の一環としての支援」をコンセプトに掲げ, アクセシビリティに関する人材育成にも積極的に取り組んできた⁴⁻⁷⁾。本稿では, 広島大学におけるアクセシビリティに関する人材育成と人材活用の取組について整理し, 大学におけるアクセシビリティ支援者の育成と活用について議論する。

II. 大学における支援ニーズと支援者

広島大学の事例に触れる前に, 日本学生支援機構の実態調査の報告書をもとに, 高等教育におけ

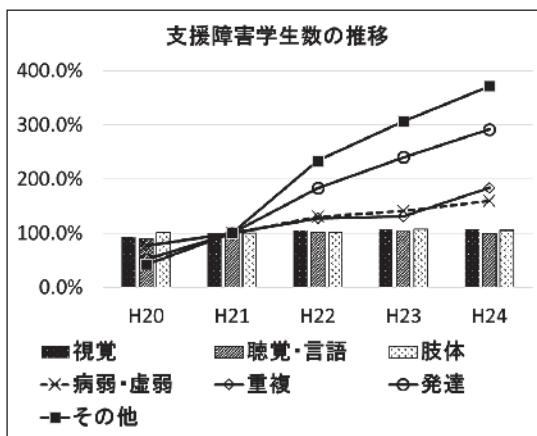


図1 障害別・支援障害学生数の推移 (H21年度比)
(出典: 日本学生支援機構実態調査2008-1012)

数値は比較しやすいのために, 平成21年度を100としたときの値 (H21年度比) を示している。

る支援ニーズの推移と大学における支援者について整理したい。

図1は, 実態調査のデータをもとに作成した全国の大学等における障害種別・支援障害学生数の推移である⁸⁾。視覚・聴覚・言語の障害と肢体不自由に関しては, 平成20年度以降5年間で, 微増傾向はあるが, 大きな増減はなく, 今後も同様の推移が予想される。発達障害およびその他の障害(精神疾患・精神障害, 慢性疾患・機能障害, 知的障害など)の増加が顕著であるが, 平成23年度および平成24年度は, 増加率がやや緩やかになってきている。発達障害およびその他の障害(精神疾患・精神障害, 慢性疾患・機能障害, 知的障害など)の増加が顕著であるが, 平成23年度および平成24年度は, 増加率がやや緩やかになってきている。発達障害も増加傾向が続いている。発達障害者支援法の施行以降, 一般に発達障害に対する関心は高まっており, 発達障害専門の支援担当部署や教職員を配置する大学も増えるなど, 大学における障害学生支援においても発達障害への関心は非常に高くなってきている⁹⁾。ここには, 発達障害に関する診断書があつて何らかの支援が実施されている学生数のみがカウントされているため, 実際には, 診断書を有しないが, 発達障害と同様の傾向があり, 支援が実施されているケースも相当数あるものと考えられる。また, 現時点では障害学生支援という文

脈で取り上げられるケースは少ないが、今後は、精神障害等その他の障害に含まれている支援障害学生への支援の在り方が大きな課題になってくるものと考えられる。

図2は、平成24年度の実態調査のデータをもとに、支援を実施している大学の全大学に占める割合を支援内容別に示したものである。図2では一般に「特別な支援者」が必要であると考えられるものを支援内容としてピックアップしている。ノートテイク、PCノートテイク、ガイドヘルプの順に実施大学数が多い。ここで言うノートテイクには、要約筆記や講義ノートの代筆の双方が含まれていると考えられる。

図3は、平成24年度の実態調査のデータをもとに、「特別な支援者」が必要になると考えられる支援内容・支援者別の支援実施大学数の割合を示したものである。ノートテイク、PCノートテイク、は学生が実施している大学が多く、テキストデータ化は教職員が実施している大学が多く、手話通訳、点訳・墨訳は、外部が実施している大学が多い。ノートテイク、PCノートテイクは、ハードワークになることが多いため、より多くの人材を必要とする。このため、より多くの人材を確保しやすい学生が支援者となるケースが多いものと考えられる。これに対して、手話通訳や点訳・墨訳では高度な支援技術・知識が必要となるため外部に委

託するケースが多いものと考えられる。図3からは読み取れないが、実態調査によると、チューター・TAは、視覚・聴覚・肢体不自由・発達の障害がある学生に対する支援として実施している大学が多かった。チューター・TAは障害種によらず、支援実施の効果が期待できるが、実施大学数は9%程度と未だ多くない。

Ⅲ. 広島大学における人材育成と支援学生

ここでは、広島大学におけるアクセシビリティに関する人材育成の取組について現状を整理し、障害学生修学支援を中心に「特別な支援者」として活躍している支援学生と人材育成の取組の関係について言及する。

アクセシビリティリーダー育成プログラム

広島大学では、アクセシビリティをリードする人材の育成を目指して、アクセシビリティリーダー（以下、AL）育成プログラムを平成18年度から開始した。AL育成プログラムは、「教育課程」「資格認定」および資格取得者を対象とした「インターンシップ」「キャンプ」で構成される人材育成・活用プログラムである。「教育課程」は、オンライン講座×2構成でされる「第1教育課程」と、実習×2＋講義1＋演習1で構成され

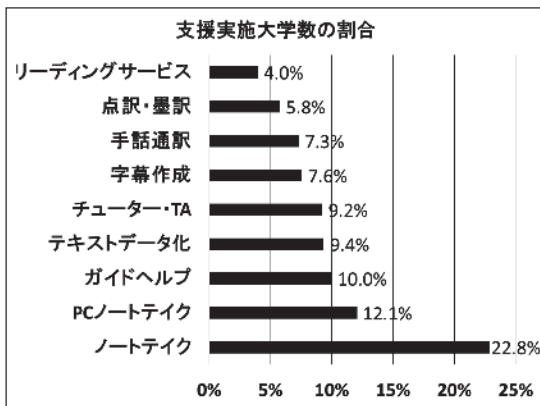


図2 支援内容別 支援実施大学数の割合
(出典：日本学生支援機構実態調査2012)

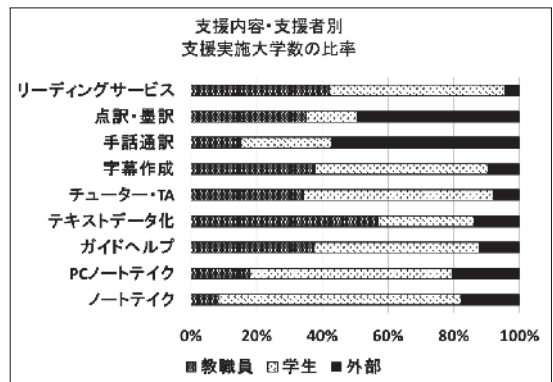


図3 支援内容・支援者別の支援実施大学数の比率
(出典：日本学生支援機構実態調査2012)

実態調査では、それぞれの支援内容について障害別の支援実施大学数を報告している。ここでは、障害別の支援実施大学数の総和を支援者毎（教職員、学生、外部）に求め、支援者毎に全体に占める割合を示した。

る「第2教育課程」からなる。実習の科目名は「障害学生支援ボランティア実習」（以下、実習）といい、本学に在籍する障害学生の修学支援活動を行う実習科目である。「資格認定」は2級AL資格と1級AL資格があり、資格認定試験を例年12月に学内で実施している。1級AL認定試験の受験要件は第1教育課程の修了、1級AL認定試験の受験要件は第2教育課程の修了としている。認定試験に合格すると広島大学の推薦を経て、AL育成協議会から資格認定がされる。

AL育成協議会は、平成21年度に産学官連携により設立された協議会で事務局を広島大学アクセシビリティセンター（以下、センター）内に置いている。平成25年度現在の協議会会員は、全国5大学4企業1行政機関であり、全国5大学2企業でAL育成プログラムが実施されている。

アクセシビリティを学ぶ学生の在籍状況

図4に、平成24年度の広島大学在校生における第2教育課程の単位取得状況を所属別に示す。教育課程の1科目以上の単位を取得している在校生は433名、4科目修了している習熟度が高い学生数は84名であった。4科目全て修得済みである学生が最も多いのは、総合科学部であり、これに教育学部が続く。1科目以上の単位を取得してい

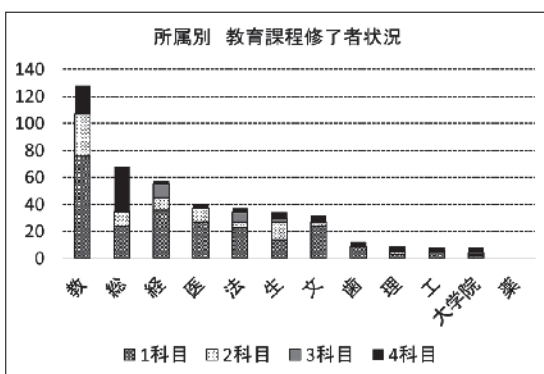


図4 所属別 第2教育課程修了者状況

1科目は1科目のみ単位修得済みであることを示し、4科目は第2教育課程4科目すべての単位を修得したことを意味する。

る学生数が最も多いのは教育学部、これに総合科学部、経済学部がつづく。単位取得者が少ないのは、歯学・理学・工学・薬学と理系の学部集中している。これらの傾向は学部のカリキュラムの影響も少なくないものと考えられるが、習熟度が高い学生が総合科学部で顕著に多い点や1科目のみの単位取得者の分布から、学部教育とAL育成プログラムの教育内容との親和性も影響しているものと考えられる。

図5に、教育課程4科目全て修了している学生および1級AL資格取得者の所属別分布を示す。全体では、在学中の1級AL資格取得者は52名であり、資格取得率は62%である。平成24年度に広島大学で新たに1級AL資格を取得した者は24名（学部生23名、大学院生1名）、2級AL資格を取得した者は31名（学生18名、大学院生4名、教職員9名）であった。1級の資格取得率が62%にとどまっている最も大きな要因は、受験機会が少ないこと（年1回）にある。

特別な支援者としての支援学生

ここでは、広島大学における障害学生支援およびアクセシビリティ支援において、「特別な支援者」として活躍している人材（支援学生）について整理する。広島大学における特別な支援者としての支援学生の活動形態は、①実習生②アクセシビリティ・サポーター③アクセシビリティ・

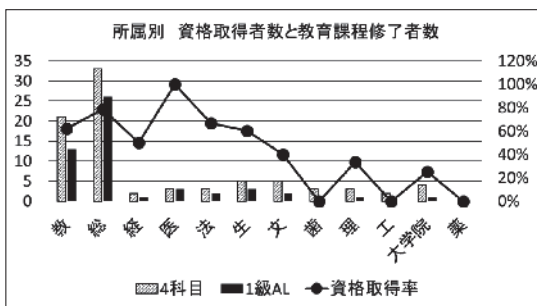


図5 所属別 1級AL資格取得者数と第2教育課程修了者数

折れ線は、受験資格がある学生の1級AL資格取得率を示している。

チューター④学内インターン⑤シニアインターンに分類することができる。

「①実習生」は、教養教育科目「障害学生支援ボランティア実習」の受講生であり、授業の一環として、支援技術を習得し、技術の修得水準に応じて支援の実践を行う。

「②アクセシビリティ・サポーター」は、ノートテイクやガイドヘルプ等個別の支援に対して、一時的に（単発）に採用・雇用される。センターでは、2級AL資格を取得し、実習の単位を修得している学生をアクセシビリティ・サポーターとして雇用している。図4、図5で見えてきたように、在学中の1級AL資格取得者は例年50名から60名程度であるが、第2教育課程修了者は80名から100名程度おり、第2教育課程を履修中の学生は400名程度在籍している。第2教育課程修了者は、1級AL資格取得者と同等の実力を培ってきており、第2教育課程を履修中の学生の多くは、実習の受講経験があり支援技術のトレーニングと支援の実践経験がある学生になる。アクセシビリティ・サポーターには、直接的支援の対価として謝金が発生する。一般に、障害学生支援における有給のボランティアは、アクセシビリティ・サポーター同様に直接的支援の対価として謝金が支払われるケースが主流であると考えられる。

「③アクセシビリティ・チューター」は、障害のある学生が在籍する学部・研究科に配置する学生支援者で、学部・研究科の支援委員（センター会議委員・教員）の補佐および障害学生の相談役として、身近で動ける上級生を採用している。特に入学移行期の不安定な時期や、重度の障害がある学生への対応において活躍している。AL資格取得は課さないが、学部・研究科の推薦を要件としており、2級AL資格の取得を勧めている。

「④学内インターン」は、1級AL資格を要件とし、センターのインターンとして雇用される。業務内容は、センターの支援業務を中心とした業務全般の補佐で、通年で、週2時間から4時間程度の技術補佐員として業務に従事する。マンパワーを要する支援で中心的な役割を担うとともに、実習生やアクセシビリティ・サポーター等に

対する指導的役割も担っている。また教員免許更新講習やオープンキャンパスにおいて支援者派遣の依頼があった場合も、学内インターンの紹介・手配を行っている。さらに、1級ALを地域に派遣する地域インターンシップや東京で毎年開催されるALキャンプのコーディネーター業務を行うインターンもいる。1級AL資格取得者に対する実践的教育と人材活用を目的とする学内インターンシップや地域インターンシップは、AL育成プログラムの育成課程の中でALキャンプとともに、最上位に位置づけられる教育プログラムである。学内インターンは、学内のアクセシビリティ支援において技術的・時間的・物理的な制約に最も柔軟に対応できる支援者となっている。

週8時間以上雇用されている学内インターンを「⑤シニアインターン」と呼ぶ。1級AL資格を取得しかつ学内インターンや地域インターンの経験が豊富な学生または既卒者で、本業（学業等）の方で時間の自由が効く者を、センター教職員の産休・育休時等専任スタッフのマンパワー不足を補う補助職員として採用している。支援コーディネーターや地域インターンシップにおける派遣コーディネーター、ALキャンプ、AL育成協議会に関わる業務の補佐が中心的な業務内容となる。

表1に「特別な支援者」として活躍する人材の定義、主な業務内容、採用要件、雇用形態についてまとめる。

IV. 広島大学における人材活用

ここでは、広島大学における障害学生支援およびアクセシビリティ支援において、「特別な支援者」を要する場面で、どのような人材がどのように活用されているかについて整理する。

表2に、支援内容別の広島大学における特別な支援者を示す。表2では、図3との比較のために、実態調査にあわせて支援内容を抽出している。

支援スキルにより、アクセシビリティの質の差が生じやすい「PCノートテイク」「ノートテイク」に関しては、支援スキルの順に①学内インターン②アクセシビリティ・サポーター③実習生という

表1 広島大学における特別な支援者（支援学生）の分類

○・必須条件 ▲・推奨条件	定義	主な業務内容	採用要件					雇用形態
			実習 単位	2 級 AL	1 級 AL	推 薦	支 援 経 験	
	「実習」の受講生	支援技術の習得 低難度の支援						週2時間/ 半期/無給
	支援ニーズに応じ て一時的に雇用さ れる学生支援者	中難度の支援	○	○				短期/有給
	支援委員の補佐と して雇用される学 生支援者	支援委員の補佐 障害学生への助言			▲		○	週2～6時間/ 通年/有給
	センターの業務補 佐を行うインターン	センター業務補佐 高度な支援 支援学生への助言	○		○			週2～4時間/ 通年/有給
	週8時間以上雇用 されている学内イ ンターン	派遣コーディネー ト AL育成補佐	○		○		○	週8～18時間/ 通年/有給

順番で支援の割り振りが行われている。

情報の内容に対する知識による差が生じやすいが、技術的ハードルが比較的低い「点訳」「テキストデータ化」においては、①授業担当教員②学内インターン③実習生の順に実施が割り振られている。外部委託に注目すると「点訳・墨訳」「手

話通訳」「PC ノートテイク」で外部委託があるが、授業支援に関して外部委託するケースは、極めて少ない。外部委託するケースは、入試の特別措置や入学式等のイベント、外部に公開して行われる講演会や講習会などが主である。外部委託への依存度は低い、内部対応が難しい場合や外部委託の方が適当であるケースは少なくなく継続的に外部資源へのアクセスを担保しておくことは必要である。

表2 支援内容別、広島大学における特別な支援者

	教職員	学生			外部
		インタ	サポ	実習生	
リーディングサービス	▲	○①		○②	
点訳・墨訳	○①	◎②		○③	▲※
手話通訳					○※
字幕作成	▲	◎①		○②	
チューター・TA		○①			
テキストデータ化	○①	◎②		○③	
ガイドヘルプ	○④	◎②	▲④	▲③	
PCノートテイク	▲	◎①	◎②	◎③	▲
ノートテイク	▲	◎①	◎②	○③	

図中の「インタ」は学内インターン、「サポ」はアクセシビリティ・サポーターである。また、図中の◎○▲は、支援者が支援を実施する頻度を示しており、それぞれ、◎主に実施、○よく実施、▲実施することもある、である。技術的なことや内容的なこと、学内で対応できない場合に実施を担当するものには、※をつけている。丸数字は実施を担当する際の優先順位を示しており、例えば「リーディングサービス」では、まず①学内インターンが担当し、学内インターンだけでは対応しきれない場合に②実習生が担当することになる。

V. まとめと考察

本稿では、実態調査のデータをもとに、全国の大学における支援障害学生の在籍状況の推移と、「特別な支援者」を担う人材の傾向について整理するとともに、広島大学におけるアクセシビリティ支援に係わる人材の育成および活用について整理した。

近年、発達障害やその他の障害に関する支援障害学生が顕著に伸びており、幾分ゆるやかにつつも、しばらくはこの傾向が続くものと考えられ

る。視覚・聴覚・肢体不自由に関する「特別な支援者」に対するニーズとその対応は、総量としては安定しつつあり、その方法論も標準化されつつあるが、「特別な支援者」の確保に加えて支援の質の問題は継続的な課題として議論されることが多い¹⁰⁾。ノートテイクのように時間的・物理的な制約があり量的なマンパワーを要する支援では、学内の学生に「特別な支援者」を求めていく形が現時点でのスタンダードのようである。しかしながら、図2に示したように支援を実施している大学が（ノートテイクを除けば）、全体の1割程度かまたそれ以下であり、大学にとって恒常的なニーズではない点も、「特別な支援者」の確保を難しくしている要因であると考えられる。一般に学内で質的にも量的にも「特別な支援者」足りえる人材を恒常的に育成・維持していくことは容易ではないものと考えられる。今後も支援需要の増加が予想される発達障害や精神障害に関しては、「特別な支援者」に関するニーズとその対応方法は未だ明らかではない。ノートテイクやチューター・TAなどのニーズの増加は予想されるが、「特別な支援者」に関して、教職員・学生・外部のいずれの属性に、過度な負担なくどのような適性を見出せるかを議論・整理していく必要がある。

広島大学では、AL育成プログラムのそれぞれの段階で育成された人材が、「特別な支援者」足りうる人材の恒常的な供給源となっていることを概観した。「特別な支援者」足りうるためには、様々な要件がからんでくる。例えば、①時間的な要件（ある特定の時間に支援が可能であること）、②物理的な要件（ある特定の場所にある特定の時間に到達できること）、③技術的な要件（筆記通訳やガイドヘルプなどの技能を修得していること）、④知識に関する要件（授業内容を理解できること、専門用語が分かること）等が挙げられる。これらの要件を満足する人材を育成するためには、文系理系などの分野や学生・教職員等の立場を問わず広く人材を育成していくことが望まれる。

AL育成プログラムは、アクセシビリティに関する需要特性を鑑みて、広い分野・立場の人材を

育成することをコンセプトとしている。図4、図5で示したように、カリキュラムの問題もあり、受講者・資格取得者の分布には偏りがあるが、全体的な分野で受講・資格取得者を見出すことができる。また文理融合の教育が実施されている総合科学部からの受講者・資格取得者が多いことは、今後のアクセシビリティ分野の人材育成にとっても明るい材料である。

広島大学では、AL育成プログラムの段階に応じて、「特別な支援者」の質的・量的なマッチングを行っている。技術・経験値ともに高い1級AL資格取得者は、学内インターンとして雇用されさらに、実践力をつけていく。1級AL資格取得者と同等またはこれに次ぐ第2教育課程受講者でかつ2級AL資格取得者は、アクセシビリティ・サポーターとして雇用され、時限的な「特別な支援者」として活躍している。広島大学で支援を申請する学生は、例年20名前後であり、このうち恒常的かつ質的・量的に高度な支援を必要とする学生は例年3名程度であるが、平成25年度は、新たに5名の入学があったため、アクセシビリティ・サポーター制度を初めて活用することとなった。平成24年度、学内インターンの要件を満足する学生は52名在籍しており、25名が採用された。アクセシビリティ・サポーターの候補者は381名在籍し、このうち32名は、1級AL資格取得者と同等の技術・経験をつんでいることになる。

本稿で見てきたように、上記①②③④を満足する「特別な支援者」を恒常的に確保していくためには、恒常的な供給源足りうる人材育成の仕組みを学内外に求めていく必要がある。①②③④の要件を満足する学外資源を求めていくためには、地域における連携や遠隔サポートの方法論を拡充・確立していくことが必要である。広島大学におけるAL育成プログラムと連動した人材育成・活用の仕組みは良く機能しており、「特別な支援者」の育成・活用における1つの方法論を提示するものと言えるが、学内需要や学内資源にも制約があり限りもある。今後の「特別な支援者」のニーズに大学が過度な負担なく応えていくためには、

AL 育成プログラムのような取組みと地域が連動する取組み・枠組みを強化・拡充していく必要がある。

参考文献

- 1) 内閣府：平成24年版障害者白書. 2012.
- 2) United Nations: Convention on the Rights of Persons with Disabilities. 2006.
- 3) 独立行政法人日本学生支援機構：平成24年度大学，短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書. 2012.
- 4) 佐野(藤田)眞理子・山本幹雄・吉原正治(著)：大学教育とアクセシビリティ教育環境のユニバーサルデザイン化の取組み，広島大学大学院総合科学研究科（編集），叢書インテグラーレ007，丸善株式会社，2009.
- 5) 山本幹雄，近藤邦子，佐野(藤田)眞理子，他：大学における障害学生就学支援ボランティアの育成. 総合保健科学，18：67-72，2002.
- 6) 山本幹雄，藤田眞理子，岡田菜穂子，他：障害学生の修学支援活動に対する単位化とその可能性—障害学生修学支援と大学教育の質的相補性に関する考察—，総合保健科学23，33-38，2007.
- 7) 山本幹雄，岡田菜穂子，佐野(藤田)眞理子，他：大学におけるアクセシビリティ支援のための実習受講者の動向—広島大学の事例—，総合保健科学28，61-69，2012.
- 8) 山本幹雄，岡田菜穂子，佐野(藤田)眞理子，他：大学における障害のある学生への Accessible Information Communication Technology(AICT)を活用した修学支援の方法とその課題：広島大学の事例，総合保健科学29，79-86，2013.
- 9) 独立行政法人日本学生支援機構：平成24年度障害学生修学支援事例研究会報告書. 2013.
- 10) 独立行政法人日本学生支援機構 障害学生支援についての教職員研修プログラム開発事業検討委員会：障害学生修学支援事例集. 2009.